

ストレスチェック制度

について

- 西日本防災システム

ストレスチェック制度が始まります

2015年12月1日

ストレスチェック制度とは？

皆さんは毎日の生活の中で、仕事場で、どれくらいストレスを感じておられますか？

かなり！ というかたも ぜんぜん無い！ というかたも 様々でしょう！

そこで厚生労働省は そのストレス社会を生き抜いてゆくため **ストレスチェック制度** を

従業員が50人以上の企業に実施を義務付けました。

従業員の受けているストレス状況を定期的に調べて、適切に対処する事によりメンタルヘルス不調を

未然に防ぐ目的があります。職場の環境を改善し、整えることにより従業員のストレスを軽減する

取組みでもあります。同時にチェックを重ねる事により、メンタルヘルス不調のリスクの高い従業員

を早期に発見し、医師による面接指導を行い、メンタルヘルス不調を未然に防止できます。

ストレスチェックと面接指導の実施を義務付ける制度が創設されました。

従業員が50人以上の事業所では、年に1回全従業員のストレスチェックを実施して、従業員の

ストレス状況についての検査を行わなければならなくなりました。

従業員数が50人未満の事業場では、素力義務となります。



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 

ストレスチェック制度

について

- 西日本防災システム

ストレスチェックの調査票には 次の三つの領域があり、その全てに回答が求められます。

1 仕事のストレス要因

2 心身のストレス反応

3 周囲のサポート

NBS

高ストレス者と判断された場合は、医師による面接指導が必要となります。

これらのストレスチェックの実施状況についての記録は、労働基準監督署に報告することとなっています。

ですが、従業員はこのストレスチェックを受ける義務はありません。

ストレスチェック制度が始まります

2015年12月1日



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

